

(No. 3 7)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の六の2(3)

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について

(3) 第二十九条(許可の取消、原状回復命令等)の処分基準について

本条に基づく処分は、例えば砂防工事を施行するため必要を生じたとき、許可に係る行為が土砂の流出のおそれその他の治水上砂防に著しい支障を生ずることとなったとき等、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものを選択すること。